



—リレー・エッセイ—

# 男女共同参画推進委員会

平成25年度男女共同参画に関する作文 入選作品

第34回

高校生・一般の部 入賞

性別による考えの意識変革

岡田 昌道 (岩野谷地区)

男女が、性別に関係なく、能力を発揮できる社会の実現には、私たちの考え方を改めて考えることが必要である。男性、女性という性別だけによる誤った大人の考え方が、子どもたちに影響している。それが受け継がれ、今でも男女差別につながり、男女共同参画社会の実現を妨げている。

2013年3月、ある会社が行った調査で、今春に大学などを卒業して就職した女性の2人に1人が就職活動中に女性で損をしたと思った経験があると回答している。具体的には、結婚や出産の質問を受け、女性が不利と感じているという。また、総合職よりも一般職を勧められ、希望する働き方を理解してもらえないという不満の声もあるという。

今でも、女性、男性だからこの仕事をすべき、これは行わないという考えが根付いており、女性がすべきと考えられている職業に男性が就こうと考えても周囲の反対や採用に至らず、その逆の場合も同様である。しかし、このような考え方は、正しくないといえる。女性や男性という性別で考えるのではなく、その人の個性や能力で考えるべきだ。その人の個性や能力は、性別では判断できない。男性がすべきという考えがある仕事でも男性の人よりも女性の人の方が優れている可能性がある。それは、性別に関係なく、その人の能力次第だからだ。女性は、育児や家事をすべきという古い

考え方が今なお残っており、私は不思議である。男性も育児や家事をすれば良いのではないか。なぜなら、性別だけで役割分担を考えているからだ。実際は、男性が育児をするために、育児休暇を取得しようとする上司や周りから反対され、取得できない状況である。そこから、いくら行政が男女共同参画社会の実現に向けた政策を実行しても、人々の旧来の考え方を変えていかなければ意味がない。これが男女共同参画社会の進まない原因である。

これからの地域を支え、発展させるには、男女ともに性別に関係なく能力を発揮できる社会が必要である。そのためには、私たちの誤った男性、女性という性別だけで判断する考えを改める必要がある。そうしなければ、子どもたちが学校で男女共同参画社会の考えを教わったとしても、その考えが根付かず、旧来の誤った考えが受け継がれてしまう。私たちが性別だけで判断するという考えを捨て、新たに学び直し、意識することが大事ではないか。そうすることにより、男性、女性が性別を気にすることなく個性や能力を発揮できる社会の実現につながる、子どもたちが大人になる頃には、そのような社会が必ず実現している。

まずは、私たちが、旧来の考えを捨て、個性や能力で考えるということを身に付けなければならぬ。それが完全な男女共同参画社会の実現を達成することにつながる。そのことによって誰もが、個性や能力を十分に発揮した豊かで充実し、やりがいのある社会の実現につながる第一歩といえるのではないだろうか。

問合せ▼困企画課女性政策係

(☎内線1021)

## 消費生活センターからのお知らせ

公的機関を名乗り商品や

サービスを契約させる

『かたり商法』が急増

最近、市役所職員や消費生活センターなどの公的機関を装って商品を売りつける手口の「かたり商法」が増えています。公的機関の職員を名乗る人物から、法的義務があるなどと不安をあおられて、商品やサービスを契約してしまうケースが発生しています。

①「安中市役所〇〇課の〇〇と申しますが、お客様の世帯人数を教えてください」と男性の声で電話があった。何の疑いもなく「一人暮らしです」と答えてしまった。市役所からだと言うので安心して返答をしたが、後でよく考えると家にいることが多い高齢者を狙って、電話をかけてきた可能性が高いと思った。市役所はこのような電話をしているのか。

②消費生活センターの職員を名乗る男性が来訪し、「過去に布団を訪問販売で購入したお宅を訪ねています。今後、押し売りの被害にあわないために国が抹消の手続きを取りますので、その費用を用意しておいてほしい」と言われた。再度訪問すると帰った。

### 【ひとことアドバイス】

公的機関の職員を名乗られても、それだけで信用してしまうのは危険です。

話を鵜呑みにせず、必ず関係機関に連絡し確認してください。また、相手の電話番号を表示させる機能がついた電話機を導入することや、留守番電話機能付きの電話機を活用し、知らない相手からの電話には出ないようにすることも一つの方法です。

消費生活センターでは被害を回復するための手続きに、訪問した電話をかけることはありません。相手の身分が分かる名札などをチェックしましょう。特に金銭を要求された場合は、決して信用してはいけません。きっぱり断りましょう。

### 【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月(金曜日(祝日を除く)) 午前9時～午後4時  
問合せ▼安中市消費生活センター (☎382-2228)